

地域の個性を 伸長・創出する景観形成

～ 景観法に準拠した景観計画策定のご提案 ～



景観計画とは

「景観計画」とは、良好な景観を形成するために自治体が独自に策定できる景観のルールです。これまで独自に策定されていた条例などでは、強制力が弱く、景観形成が困難でした。

しかし、平成 17 年 6 月に「景観法」が施行されたことで、「景観法」に基づいて「景観計画」を策定することが出来るようになり、強制力が強化され、景観形成の実行性が高まりました。

「景観計画」では「景観の方向性」「目的に合わせた規制」などを定めることが出来ますので、良好な景観を効果的に形成するために非常に役立ちます。

景観計画を策定することで、このようなまちづくりができます

地域ごとに個性を活かした景観形成の方向性を定めて景観形成ができる



建築物の高さ制限と色彩を指定することで、山の稜線を損なわず、且つ落ち着いた雰囲気での景観形成を行い、地域個性を活かすことができます。

景観形成に重要となる建造物・樹木の保全ができる



地域のランドマークとなる建造物を指定し、適切な保全がなされるよう管理方法を定めることができます。

良好な景観の保全や創出ができる



建築物や工作物の新築・増改築の際に、周りの建物との協調化や色の制限を設けることにより、既存の町並みとの調和が図られ、良好な景観を保全することができます。

屋外広告物を景観に配慮させることができる



色彩の制限により、周囲の景観との調和を図ることができます。



地域の整備等を行う際、良好な景観形成を行っていく地域を指定することで、新たな地域の顔となる景観を創出することができます。



左) 一般的なコインパーキングの工作物
上) 周囲の景観に配慮されたコインパーキングの工作物

その他、景観形成を行う目的で、公共施設・農業振興地域・自然公園の整備ができる

(※ 写真はイメージです。)

景観計画策定に関する当社の考え方

当社は、次の 3 つの方針により景観計画を策定し、自治体の良好な景観形成のお手伝いをさせていただきます。

1. 住民意向の徹底的な吸い上げによる計画作り

景観は、地域住民の生活に密着しており、生活の一部とも言えるべきものです。地域住民がどのような景観を望み、どのような景観に愛着を持っているかなど、住民意向の徹底的な吸い上げを行い、景観計画の策定を進めます。

2. 地域の特性を十分に表現するための計画作り

良好な景観は、画一的な整備が行なわれたものではなく、地域ごとの特性が活かされた多様な景観形成が図られていることが望まれます。

景観法では、地域特性を活かした景観形成を図るため、新規諸制度が定められています。当社では、各自治体の状況に応じて、景観法を最大限に活かした景観計画の策定をご提案致します。

3. 直ちに実践に移せる実効性の高い計画作り

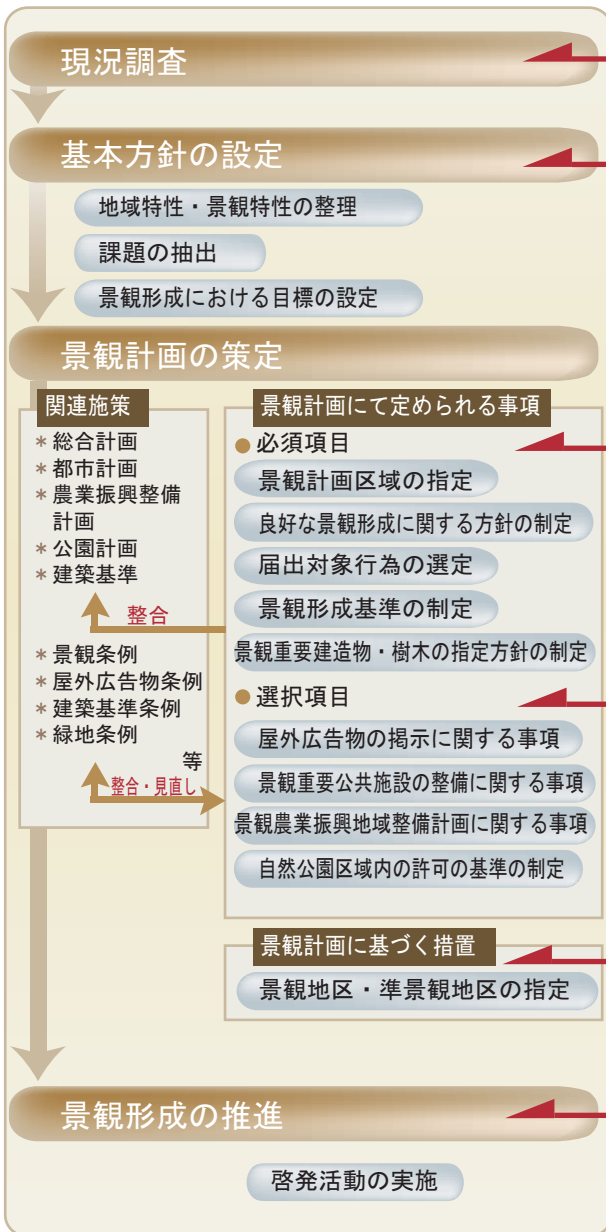
良好な景観形成を図るには、景観計画の策定のみでは不十分です。地域住民の方々へ景観計画の周知を図り、ご理解を頂いた上で景観形成活動に参加して頂くことにより、景観計画が機能し、良好な景観が形成されます。

当社では、景観計画の実効性の確保を目的とした推進体制や、地域住民の方々へ啓発を目的とした住民参加型の各種手法をご提案致します。

当社のご提案

当社は、これまで多くのまちづくり関連計画の策定に携わってきました。これらの業務実績から得たノウハウを活かし、景観計画に係わる、現況調査から計画の策定および策定後の景観形成の実現までの総合的なコンサルタントを行います。

景観計画策定の基本的な流れ



地域特性・景観特性を把握するために、自然的視点（地形・水系・植生等）、社会・経済的視点（人口密度・交通網・産業・観光等）、歴史・文化的視点（史跡・旧街道）等の要素の重ね合わせやアンケート調査等、自治体の状況に応じて最適な調査方法をご提案致します。

現況調査の結果を基に、地域特性・景観特性の整理や課題抽出を行い、景観形成の目標や計画の方向性をご提案致します。

住民や専門家による意向も踏まえ、地域の将来像を設定し、景観計画区域や景観形成の方針について検討致します。また、区域内で、異なった景観特性を有している場合や異なった景観形成を図っていく場合、それぞれの区域に適切な方針を設定し、区域に合った届出対象行為や景観形成基準をご提案致します。

景観法では、地域特性を活かした景観形成や、規制・誘導の積極性に応じて、景観計画に盛り込む項目を選択することができます。

必要な項目を選定し、景観計画へ組み込む内容をご提案致します。

特に優れた景観を形成する地区、又は優れた景観を形成する必要がある地区については、「景観地区」「準景観地区」の指定手法を利用し、より効果的な景観形成の規制・誘導を図ります。

当社では、「景観地区」「準景観地区」の選定および都市計画への当該地区の制限事項等の決定までのお手伝いをさせていただきます。

良好な景観形成をすすめるためには、地域住民・事業者・自治体の継続的な取り組みが必要です。

景観計画の実効性の確保および住民・事業者の方々の景観形成活動の支援を目的とした推進体制の枠組み作りや、自治体の状況に応じた啓発活動の企画をご提案致します。

業務実績

当社は、これまでに景観関連業務を始め、都市計画マスタープラン・緑の基本計画・中心市街地活性化基本計画の策定等、地域の景観形成に関するまちづくり関連計画の策定に多く携わってまいりました。これらの業務実績により培われたノウハウを活かし、最適な景観計画をご提案致します。

種別	業務名	お客様名	種別	業務名	お客様名
都市景観	四国における景観法活用検討業務	(財)都市計画協会	沿道景観	地中化整備事業に伴うデザイン検討	東京都 江戸川区
	佐倉市景観基本計画策定業務	千葉県 佐倉市		野川・柿生線沿道景観整備基本計画策定事業	神奈川県 川崎市
	景観ガイドプラン策定業務委託	秋田県 六郷町	歴史まちなみ	秩父市本町・中町まちづくり景観形成重点地区計画作成等業務委託	埼玉県 秩父市
	苓北町景観形成基本計画策定業務委託	熊本県 苓北町		善通寺市中心市街地活性化基本計画見直し業務委託	香川県 善通寺市
	苓北町景観形成地区設定及び基準作成業務委託	熊本県 苓北町		白石市中心市街地活性化基本計画策定業務委託	宮城県 白石市
	都市景観検討調査業務委託	愛媛県 松山市		善通寺市「歩いて暮らせるまちづくり」調査	香川県 善通寺市
	うるま市景観計画基礎調査	沖縄県 うるま市		平泉町中心市街地活性化基本計画作成業務	岩手県 平泉町
市街地景観	三郷インターA地区景観及び新規事業検討業務委託	埼玉県 三郷市	観光地景観	相模原市観光振興計画策定業務委託	神奈川県 相模原市
	まちなみ景観形成調査業務委託	埼玉県 熊谷市		観光を活かした地域空間づくり調査等	沖縄県 沖縄市
	地区計画作成業務委託	埼玉県 狭山市	公共施設景観	地中化整備事業に伴うデザイン検討委託	東京都 江戸川区
商店街景観	矢巾町中心市街地活性化基本計画策定業務委託	岩手県 矢巾町	住宅地景観	用途地域及び地区計画素案策定業務委託	埼玉県 宮代町
	赤門筋線街路修景デザイン業務	香川県 善通寺市	道路景観	長池駅木津川右岸運動公園線歩道景観検討設計業務委託	京都府 城陽市
駅周辺景観	六甲道駅西地区 景観設計業務	兵庫県 神戸市	里山景観	岩富地区里山景観図作成業務委託	千葉県 佐倉市
	長池駅北口交通広場景観検討設計業務委託	京都府 城陽市			

連絡先

本パンフレットに記載した内容は、当社における景観計画の策定に関する基本的な考え方であり、ご提案内容は自治体の状況によって異なります。ご質問や詳細な内容の説明が必要な場合は、下記営業担当者までご連絡下さい。

お気軽に、お問合せ下さい。



ISO 9001
認定取得

創業より80年を超えて一貫して“まちづくり”に携わり、実績を重ねて参りました。景観計画に限らず、まちづくりに関する、ご意見・ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡下さい。

本社 東京都千代田区平河町1丁目7番21号 URL <http://www.sho-wa.co.jp>

- * 東北支社 022-261-9052
- * 茨城支社 029-233-2922
- * 北関東支店 048-521-0234
- * 埼玉支社 048-831-4828
- * 千葉支社 043-245-0121
- * 東京支社 03-5276-8779
- * 神奈川支社 045-328-1190
- * 関西支社 078-231-3181
- * 中国・四国支社 086-805-0813
- * 九州支社 092-739-1480
- * 沖縄支社 098-876-5107